資料３－２

中小会計要領の普及における事業者と税理士間の認識ギャップについて

平成27年6月
中小企業庁

「税理士・税理士法人に対する追加調査結果」について

○「中小企業における会計の実態調査」において、中小会計要領の普及率について、中小企業と税理士との間で大幅な認識ギャップが生じていることから、発生理由を明らかにするため、税理士・税理士法人に対して追加調査を実施した。

税理士・税理士法人に対する追加調査の概要

1．追加アンケート調査

平成27年3月に実施した「中小企業における会計の実態調査」に回答があった税理士・税理士法人（736社）から、無作為に50社をサンプリングして追加アンケート調査を実施。16社の回答があった。

2．追加ヒアリング調査

無作為にサンプリングした50社のうち、都内在住の2名の税理士に対してヒアリングを実施した。

【ヒアリング概要】

（1）A税理士

日　時：5月19日

参加者：日本商工会議所、全国商工会連合会、日本税理士会連合会、中小企業庁

（2）B税理士

日 時：5月20日

参加者：全国商工会連合会、日本税理士会連合会、中小企業庁

認識ギャップが生じている理由について

〇認識ギャップの多くは、税理士が経営者に会計情報を十分に提供していないため生じていることが窺えるが、背景には、会計に対する経営者の関心の低さが存在している。
〇とりわけ、小規模で利害関係者が少ない企業は、会計を専門家に任せきりになっており、知る必要性を感じていない。

追加アンケート調査結果

①経営者の関心の低さ

・中小企業経営者の会計に対する意識が希薄なため（特に従業員5人以下）。
・会計業務を全て会計事務所に委託しているため。
・経営者は経理のことを税金計算のためと思われているため。
・会計の有用性が収益性の把握（営業、資金繰り等）に偏っているため。

②税理士とのコミュニケーション不足、税理士の認識不足

・税理士から関与先への告知（情報提供）が進んでいない。
・会計要領による決算書を作成しているが、会計の意味を伝える機会がない。
・税理士の勉強不足・認識不足。
・税理士側の指導の問題。

③メリット等のPR不足

・会計情報からのメリットがあまり示されない。
・中小企業へのPRが足りない。

追加ヒアリング調査結果

①A税理士

・税理士が中小会計要領に準拠していることを伝えていないため、ギャップがある。中には会計を丸投げしている経営者も多く、説明しても理解してもらえない。
・ギャップを埋める必要はあるかもしれないが、経営者はメリットがないと動かない。税金や補助金等のメリットがあると税理士も説明しやすい。
・一部金融機関が実施している融資優遇制度は、融資と関係の薄い売上額1,000万円未満の小規模企業（顧問先の4～5割程度）には響かない。
・メリットが最も大きいのは、信用保証割引制度であるが、借入れがない先にとっては金利優遇制度と同じ。

②B税理士

・認識ギャップは、経営者が会計の必要性を感じていないからではないか。
・経営者に会計の知識がないと認識ギャップを埋めることができないため、ギャップを埋めることはできないと考えている。経営者は、会計の知識を身につけるよりも経営を優先する実態がある。

認識ギャップを埋める必要性について

〇税理士の62．5%が「埋める必要がある」としており、「経営を向上させるためには会計の理解が必要」、「経営判断の材料を提供するのは税理士の責務」などの意見が多い。
〇他方、「必要がない」とする意見（37．5%）の中にも、「税理士が顧問としての役割を果たす」という役割分担論もあり、ギャップの有無に関わらず、会計を活用した経営については概ね肯定的。しかし、経営者の無関心などから、コミュニケーションの難しさを感じるというコメントも見られた。

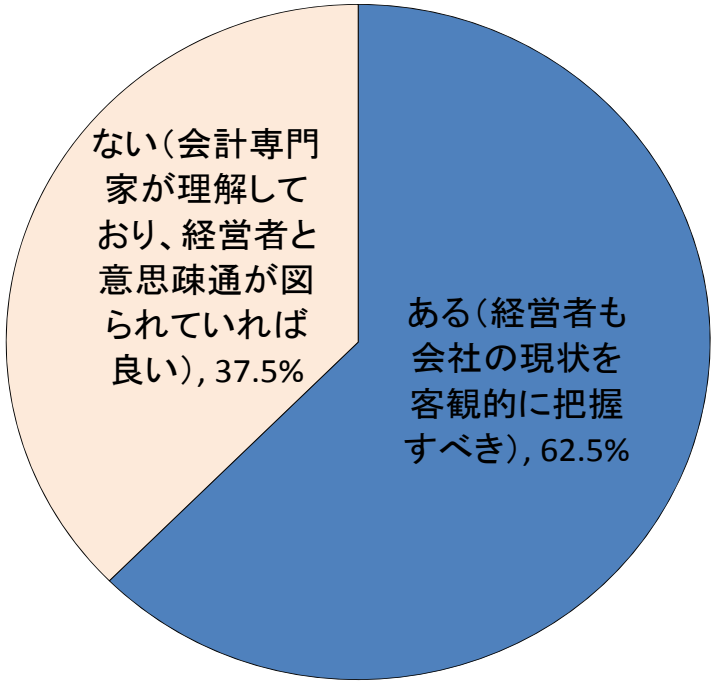

問．ギャップを埋める必要があると考えますか。
（n=16）

追加アンケート調査結果

①ある（経営者も会社の現状を客観的に把握すべき）

・企業の成長・存続のために経営者は最低限の会計に対する理解が必要。
・経営は経営者の責任であるが、経営判断の指標を提供するのは会計であり、税理士の業務。
・月次決算を行い、管理会計を駆使して経営者へ会社の現状を伝えることが重要。
・税理士は、業界の将来のために会計を啓蒙していく必要がある。ただし、小規模企業（家族経営等）への啓蒙は必要なし。
・税理士がギャップを埋めるのではなく、経営者が会計の必要性を理解して経営を行うべき。

②ない（会計専門家が理解しており、経営者と意思疎通が図られていれば良い。）

・会計専門家が顧問として、適切にアドバイスすることで経営者の弱点を補うことができる。
・経営者は経営の専門家たるべきで、会計については基本的なことを理解できていればよい。
・経営感覚と適正会計の意識は、個人差があるため、財務会計に無関心な経営者がいることは致し方ない。税理士も手間とコストを掛けて、経営者を指導することは難しい。

認識ギャップを埋める方策について

〇会計に関心を持つ経営者が少ないため、経営に直ちに役立つノウハウや、より具体的なメリットを伝えることや、決算書から経営課題を抽出し、改善方法を提起するなどの「経営コンサルスタイル」により、ギャップを埋めることが有効との回答が多数を占めた。
〇また、経営者にとって影響力の強い金融機関から、中小会計要領に沿った会計処理を経営者に働きかけることが有効との意見もあった。

追加アンケート調査結果

・会計情報の有効活用等を通して、経営者の会計に対する理解を促したい。
・決算書を分析し、これからの経営に活かせる形で提示する。
・経営者に説明する際、業績説明と絡めて徐々に会計の必要性を説明していく。
・日々の会計処理を通じ、即座に経営判断することが重要であると説明。
・導入のメリットを経営者に伝えれば勉強するのではないか。
・金融機関が決算書をきちんと評価できる体制を整える必要がある。例えば、毎月、試算表の提示と説明を求めることにより、予算と実績の対比が可能となり、結果として経営者の意識が高まることが期待できる。
・金融機関の中小会計要領の認識を高め、融資時に中小企業に伝える。

追加ヒアリング調査結果

①A税理士

・税理士のほか、社労士や診断士、行政書士等の多くの資格を有しているため、経営者と経営や補助金についてなどさまざまな話をする。
・経営者は会計について関心度が低いため、会社をどうするか、税金対策などの話をしないと聞く耳をもたないことも多い。

②B税理士

・「売上が伸びているのに利益が上がらない」、「利益はあるのに資金繰りが厳　しい」などの悩みを持つ3～4割の顧問先に、会計で企業を強くする経営アドバイスを行っている。
・毎月、アドバイスをすると経営者の意識は少しずつ変化する。経営者自身が経営分析を行うようになり、経営者が変わると社員の意識も変わる。
・経営アドバイスを行っていない先は、経営が上手くいっており、アドバイスの必要がない企業や借り入れがない企業、売上が1，000万円未満と少なく、効果が期待できない企業など。
・他方、経営者は判断材料を求めているだけなので、会計については、一任されることが多い。

中小会計要領と中小会計指針の関係について

〇中小会計要領と中小会計指針の関係については、87．5%が「中小会計指針が中小会計要領を包含している」と回答しており、その違いを時価・簿価や国際基準との関係からではなく、会計処理の難易度や数値適用の厳格性等の違いから捉えている実態が見られた。両会計の違いについて細部にわたり、こだわっている税理士はあまりいない。

問．中小企業の会計基準である中小会計要領と中小会計指針をどのように認識していますか。（n=16）

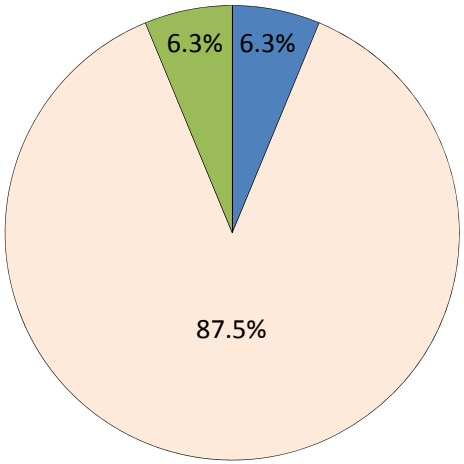

- 中小会計要領と中小指針は同じ会計基準である（違いが分からない）
- 中小会計要領と中小指針は別の会計基準であるが、中小指針が中小会計要領を包含している（中小指針に完全準拠している法人は、中小会計要領も完全に準拠している）
- 中小会計要領と中小指針は別の会計基準であるが、中小会計要領が中小指針を包含している（中小会計要領に完全準拠している法人は、中小指針も完全に準拠している）
- 中小会計要領と中小指針は全く異なる会計基準であり、同一法人が2つの会計基準を同時に満たすことはない

追加アンケート調査結果

・会計処理の厳密さ、IFRSとの関連に違いがある。

・中小指針はより時価主義を重視している。上場企業の子会社などには、中小指針を進めている。

・中小会計要領の方が、簡便で実務的であり、中小企業でも導入可能。

・中小指針での処理を優先しているが、保証付き借入を想定している企業には中小会計要領によっている（金利が有利になるため）。

・両会計の違いは、五十歩百歩ではないか。

追加ヒアリング調査結果

①A税理士

・会計指針を満たせば、会計要領も満たしていると認識しているが、理解している人は少なく、顧問先の大半が会計要領に準拠していると考えている。

②B税理士

・会計要領と会計指針について、どちらもチェックシートを作成したことがあるが、今回初めて内容の異なる基準だということを認識した。

業種毎の導入に関するバラツキについて（サービス業、卸・小売業（高い）、製造業（低い））

〇「業歴の長い企業ほど会計に対する意識が低く、結果的に製造業の導入率が低くなっている」、「製造業はサービス業に比べて、処理項目が多いため、煩雑さが嫌われている」などの意見があった。
〇他方、業種間のバラツキというよりも、顧問税理士の姿勢により、こうした違いが生じていると指摘する意見もある。

追加アンケート調査結果

・製造業は技術があって代々続いている会社が多く、不動産業は経営手腕に左右されがちなため、経営数値をきちんと把握しなくとも業績が保てているからではないか。
・日々の売上や現金管理が必要とされる業種の導入率が高いのではないか。
・業種によるバラツキは考えにくい。減価償却や引当金の計上を任意に行うことを容認する税理士の責任と考える。
・税理士の姿勢ひとつと考える。
・借入の必要がなく、納税の為の経理を前提にしている企業は、それで良い。
・必要としない企業・業種もありうると考える。
・今回の調査で大きなバラツキがあるとは思えない。

追加ヒアリング調査結果

①A税理士

・サービス業で導入割合が高いのは、サービス業では在庫がないため、計算が容易だからではないか。しかし、本来、製造業の方が原価管理の観点から管理会計に馴染みが深く、管理会計や中小会計要領の導入メリットやポテンシャルが大きいと思う。

②B税理士

・製造業の導入率が低いのは、固定資産の減価償却など項目数が多く、処理が面倒なためではないか。
・また、総じて製造業は業歴が長く、二代目、三代目の経営者が多い。しかし、引退した先代が経営の実権を握っており、従前の会計処理を継続している。
・他方、サービス業の導入率が高いのは、固定資産など項目が少ないことに加え、新しい企業が多く、比較的に若い経営者が多いためではないか。

会計を理解・導入しない理由について

〇会計に対する経営者の意識・関心の低さや会計に時間・コストをかけられない組織上の制約を指摘する意見があった。
〇一方、経営センスやビジネスモデルから、導入しなくても経営が上手くいっている事例や、堅実な企業や借入れがない企業、利害関係者が少ない企業は、導入する動機がないという必要性の問題をあげる意見もあった。

追加アンケート調査結果

①会計に対する意識・関心の低さ

・経理事務に対する意識の低さがある。会計を導入しなくても一時的に経営は上手くいく場合もあるが、長続きしないのではないか。
・「経理は利益を生まない」と考える経営者が会計を軽視している。
・会計への理解不足。特に小規模企業は理解され難い。
・導入しないのではなく、正しく理解されていないため。
・会計にコストをかけられない中小企業が多い。会社の成長に伴い、会計の重要性が増すと考える。

②必要性の問題

・多くの非公開会社は、会計基準を適用する必要性が薄く、会計の存在さえ知らない場合が多い。
・経営と財務との関係を見ていない経営者が多いため。会計を理解しなくてもビジネスモデルとして上手く行っている会社も多く存在する。
・先を鋭く読む経営者が多く、会計が分からなくても経営は上手くいく。
・堅実に推移する企業や他人資本を要しない企業にとって、会計導入の必要性がない場合もあり得る。

追加ヒアリング調査結果

①A税理士

・中小会計要領を導入していない中小企業で、「課題がない」と回答している経営者は、自社の課題に気づいていないだけ。
・事業承継を円滑に行うために適切な会計処理が必要と言っても、経営者には響かない。

②B税理士

・自社の決算書が何の会計基準に基づいているかは、重要なことではなく、税務調査や金融機関からの融資対象になるかなど外部との関係性のみに経営者の関心がある。
・40代までは会計の話を聞くが、50代以降は聞く耳を持たない。

会計を導入するメリットについて

〇会計を導入するメリットとして、「経営への有効活用」や「迅速な経営判断」などの意見がある一方、導入のきっかけとして、実利的な恩典（金融機関の評価向上や税優遇制度、表彰制度など）がなければ、意識の低い経営者は動かないという意見も多い。

追加アンケート調査結果

①経営に活用すること

・会計情報を経営に有効活用することが最大のメリットであることを経営者が理解することが、本質的な解決に繋がると考える。

・最も重要なメリットは、「経営判断に迅速に活用できる」ことであり、税理士や金融機関等が経営者に伝える仕組みを創りあげることが必要。

・メリットがないとは、理解が進んでいないからであるが、全ての経営者の理解を求めるのも無理がある。

②具体的なメリット

・保証料割引でいくら金利が下がるのか明らかにならないと動かない。そもそも保証の仕組みや自社の保証率等に経営者が無知なことが問題。

・金融機関の評価が上がることなど、金融機関からのメリットをより強くする。

・税の優遇や表彰制度。

・導入企業のみが受けられる税額控除や自己資金で設備投資を行った場合の補助金支給。

・簡単な補助金制度(例えば、所得税の電子証明書の控除)があればいいと思う。

会計ソフトの会計理解・導入に対する寄与について

〇会計ソフトについては、会計の理解・導入の契機となりうるが、使う側の意識によってどのようにでもなるという意見が多数を占めている。
〇また、会計ソフトによって算出された経営分析指標等を経営者に分かるように伝えることが大切であり、税理士がその役割を担っている、との意見も多い。

追加アンケート調査結果

・「中小会計要領対応型」は必要条件であっても十分条件ではない。運用次第。
・会計に対する一定の理解の下、ソフトを活用できれば役立つ。
・遡及加除訂正ができないソフトであれば良いが、多くのソフトは、利用者の意識次第であり、指導する税理士次第。
・会計処理は操作する人の問題でありソフトの問題ではない。会計ソフトで解決することはない。
・会計ソフトは利用する側の考えでどうにでもなるため期待は出来ない。
・会計ソフトが役立つのではなく、それをいかに告知するかが重要。

追加ヒアリング調査結果

①A税理士

・中規模企業であれば話は別だが、会計ソフトに導入されている経営分析ツールを活用しているのは税理士であり、税理士が経営分析の上、経営者に翻訳しているのが現状。

②B税理士

・会計ソフトが扱うのは、結局数字のみ。ソフトがいかに優れた数字を算出しても、その数字の意味が経営者や社員は分からない。具体的で身近な数字に展開し、解説を加える必要があり、それは税理士の業務。